

○関西医科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則り、関西医科大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査体制に関する必要な事項を定めることにより、本学に所属する教職員等の公的研究費の不正使用を防止し、その適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この研究において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

2 この規程において教職員等とは、本学に勤務する非常勤を含む教員、技術職員、事務職員、研究支援者、学生及びその他関連する者で公的研究費の運営・管理に関わるすべての者をいう。また、補助金担当課とは、大学事務部研究課、その他業務の種類によって財務部経理課・人事部・物流センター等をいう。

3 この規程において「不正」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用のことをいう。また、「研究活動に関係する不正」には、上記のほか、「ねつ造、改ざん、盗用等の研究活動における不正行為」も挙げられるが、これらについては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、別途定めるものとする。

(法令等の遵守)

第3条 公的研究費の取扱については、教職員等は本学が定める「教職員等の公的研究費に関する行動規範」に沿った責任ある行動をとり、本学の諸規程のほか文部科学省等配分機関の法令並びに交付条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもつて充て、職名を公開するものとする。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実行するために必要な措置を講じ、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持つて公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

5 最高管理責任者は、自己を含め第5条、第6条の各条に定める責任者が、それらの管

理監督の責任が十分果たされずに結果的に不正を招いた場合には、就業規則に準じて処分を行うものとする。

(統括管理責任者)

第5条 本学に最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者は研究担当副学長をもつて充て、職名を公開するものとする。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者が兼ね、研究担当副学長をもつて充て、職名を公開する。
- 3 コンプライアンス推進責任者を補佐するコンプライアンス推進副責任者を置く。
- 4 コンプライアンス推進副責任者は大学事務部長をもつて充て、職名を公開するものとする。
- 5 コンプライアンス推進責任者及び推進副責任者は下記のことを行う。
 - 1) 本学における不正防止対策を実施し実施状況を確認する。
 - 2) 不正防止を図るため、教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - 3) 本学において、教職員等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等を把握し、必要に応じて改善を指導する。
 - 4) コンプライアンス推進責任者は、教職員等と取引業者等との癒着を防止するため、公的研究費の管理・執行体制を整備する。

(ルールの明確化・統一化)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する取扱要領及び職務権限を明確化し、統一的運用をはかるためハンドブックを作成し関係者に周知するものとする。

3 例外的な処理を認めたケースは、先例集を作成し関係者に周知するものとする。

(教職員等の意識向上)

第8条 統括管理責任者は、公的研究費の執行に当たって、教職員行動規範を教職員等個々に遵守させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る説明会の開催等その他の方法により、教職員等の公的研究費に対する意識向上を図るものとする。

3 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等から、不正使用を行わない旨の誓約書の提出を求める。

(通報窓口)

第9条 機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受けるための窓口(以下、「通報窓口」という。)は、内部監査室とする。

2 内部監査室は、公的研究費に係る不正使用等の告発等を受けた場合は、迅速かつ確実に総務担当理事を経由して最高管理責任者へ報告する。

(調査)

第10条 最高管理責任者は、告発等を受け付けた場合、告発等の受付から30日以内に告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断する。

2 最高管理責任者が、調査が必要と判断した場合は、当該機関に属さない第三者を含む調査委員会を設置する。調査委員会については、「研究活動における不正行為防止規程」に準じる。

3 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について調査する。

5 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となつている者に対し、当該研究費の使用停止を命ずることとする。私的流用など、行為の悪質性が高い場合は、刑事訴訟・民事訴訟の対象になることがある。

6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。調査委員会は、必要に応じて、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者又は副責任者の責務についても審議する。

- 7 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
- 8 調査の過程であつても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 9 配分機関の求めに応じ、調査終了前であつても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不正防止計画)

第11条 最高管理責任者は、不正防止のために不正防止計画推進委員会を置き不正防止計画の進捗状況を把握する。

- 2 不正防止計画推進委員会は具体的な不正使用の防止計画を策定する。
- 3 不正防止計画推進委員会規程は別途定める。

(執行状況の確認等)

第12条 補助金担当課は公的研究費の執行状況を確認し、コンプライアンス推進責任者及び推進副責任者に報告する。

- 2 コンプライアンス推進責任者及び推進副責任者は、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(発注段階での財源の特定)

第13条 研究者若しくは研究者から依頼された研究支援者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(検収業務等)

第14条 公的研究費の適正な運用を図るため、公的研究費により購入した物品等を検収する検収担当者を置く。

- 2 検収担当者は、物流センター員をもつて充てる。ただし、検収担当者において、適当と認めるときは、他の部門、施設等担当者に検収を委託することができる。
- 3 検収担当者は、納品伝票（納品書）と現物を照合の上、納品伝票（納品書）に所定の検収印を押印するものとする。
- 4 換金性の高いパソコン・タブレット等については、事務部門（物流センター）において適切に管理する。

5 物品費以外で有形の成果物がある場合には、検収担当者が、成果物及び完了報告書等の履行を確認できる書類により検収を行うものとする。

6 研究者が研究支援者等を雇用する場合は、被雇用者と大学との間に被雇用者の勤務内容・条件等を記載した契約書を取り交わした上で、研究者及び補助金担当課職員が被雇用者の出勤状況等を確認する。

(出張の確認)

第15条 研究遂行上必要となる出張については、事前に出張願により最高管理責任者の承認を得るものとし、旅行後は出張報告書及び旅行の事実を証明するものを補助金担当課に提出しなければならない。

(取引業者等に関する周知等)

第16条 教職員等と取引業者等との癒着防止のため、本学内外において不正な取引に関与した業者は、調達規程第6条に則り、取引停止の処分となることがある。また、取引頻度の高い業者には、本学の不正防止方針を周知し、誓約書の提出を求めるものとする。

(教職員等への援助・支援部署)

第17条 公的研究費に関する教職員等への援助・支援強化は、補助金担当課である大学事務部研究課が担当する。

2 研究課は、公的研究費に関して、学内外からの相談を受ける窓口業務を分掌する。

(監査体制)

第18条 公的研究費における内部監査の充実強化を図るため、毎年度内部監査及びモニタリング等を実施するものとする。

2 内部監査等は、内部監査室が別に定める内部監査実施規程等の定めに基づいて行うものとする。

3 内部監査室は、監事及び会計監査人との連携を強化し、それぞれの視点から本学の不正発生要因や監査について情報や意見の交換を行い、最高管理責任者に実施結果・改善策を報告する。

(運営・管理の見直し)

第19条 最高管理責任者は、内部監査及びモニタリング等の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等に運営・管理の改善を指示するものとする。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、全学教授会審議を経て学長が決定し、理事会の承認を必要と

する。

附 則

この規程は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月19日から施行する。